

昭和四十五年運輸省令第八十六号

全国新幹線鉄道整備法施行規則

全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第九条第一項及び第二項、第十条第四項及び第五項、第十二条第九項並びに第十五条並びに全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）第五条第二号及び第四号並びに第六条の規定に基づき、全国新幹線鉄道整備法施行規則を次のように定める。

（建設線の調査の指示）

第一条 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定による建設線の調査の指示は、次に掲げる事項について、調査報告書を提出すべき時期を定めて行うものとする。

- 一 輸送需要量に対応する供給輸送力等に関する事項
二 地形、地質等に関する事項
三 施設及び車両の技術の開発に関する事項
四 建設に要する費用に関する事項
五 その他必要な事項

（営業主体又は建設主体として指名しようとする法人との協議）

第一条の二 法第六条第四項の規定による営業主体として指名しようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。

- 一 営業を行わせようとする建設線の基本計画
二 建設線の区間を分けて営業主体の指名をしようとするときは、その区間
三 その他必要な事項

2 法第六条第五項の規定による建設主体として指名しようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。

- 一 建設を行わせようとする建設線の基本計画
二 建設線の区間を分けて建設主体の指名をしようとするときは、その区間
三 その他必要な事項

3 法第六条第五項の規定による建設主体として指名しようとする法人以外の同条第一項の規定による営業主体の指名をしようとする法人との協議は、次に掲げる事項を示して行うものとする。

- 一 建設主体として指名しようとする法人の名称及び住所
二 建設線の区間を分けて建設主体の指名をしようとするときは、その区間
三 その他必要な事項

（工事実施計画の記載事項等）

第二条 法第九条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 路線名
二 区間の位置（縮尺二十万分の一の平面図及び縮尺横二十万分の一、縦四十分の一の縦断面図をもつて表示すること。）
三 線路延長
四 停車場の位置
五 車庫施設及び検査修繕施設の位置
六 工事方法
七 最小曲線半径
八 最急勾配
九 軌道の中心間隔
十 軌条の種類
十一 枕木の種類及び間隔
十二 道床の構造
十三 施工基面の幅
十四 軌道及び橋梁の負担力
十五 停車場における本線路の有効長
十六 列車の制御方式
十七 通信設備の概要
十八 電車の電気方式
十九 電車線の吊架方式、種類及び大きさ
二十 饋電線、送電線及び配電線（低圧のものを除く。）の架設方式、種類及び太さ
二十一 発電所及び変電所の概要

レ その他工事の実施に関し必要な事項

- 九 工事の着手及び完了の予定時期
一 線路平面図（縮尺五万分の一のもの）
二 線路縦断面図（縮尺横二万五千分の一、縦二十分の一のもの）
三 停車場平面図（縮尺二千五百分の一のもの）
四 停車場設備表（第二号様式）
五 車庫施設及び検査修繕施設の概要を示す表（第三号様式）
六 橋梁、隧道その他の主要な建造物の概要を示す表
七 連動図表
八 通信回線図

九 電車線路標準装置図
十 饋電系統図、送電系統図及び配電系統図（低圧のものを除く。）
十一 変電所単線結線図
十二 運転保安設備の概要を示す書類
十三 車両の概要を示す書類
十四 予定運行図表
十五 特殊な設計がある場合には、その概要を示す書類
十六 建設工事の工程表

3 建設主体（営業主体である建設主体を除く。）は、法第九条第一項前段の規定により工事実施計画の認可を受けようとするときは、同条第三項の規定による営業主体との協議が成立したことを証する書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

（工事実施計画の変更等）
第三条 建設主体は、法第九条第一項後段の規定により工事実施計画の変更の認可を受けようとするときは、当該変更の理由及び内容を明らかにした書類に当該変更に係る前条第二項の書類を添えて国土交通大臣に提出しなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の場合について準用する。
3 建設主体は、前条第二項各号の書類の内容を変更した場合には、当該変更に関し第一項の規定による書類を提出するときを除き、遅滞なく、当該変更の内容を明らかにした書類を国土交通大臣に提出しなければならない。

4 前項の場合には、建設主体（営業主体である建設主体を除く。）は、同項の規定により国土交通大臣に提出した書類と同一の書類を営業主体に送付しなければならない。

（行為制限区域の指定及びその解除の公示等）
第五条 法第十条第四項の規定による行為制限区域の指定の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行なうものとする。

- 一 路線名及び区間の区間
二 行為制限区域（都道府県、市区町村及び字又はこれに準ずる地域により表示すること。）
三 前号の行為制限区域を表示する図面を縦覧に供する場所

2 法第十条第四項の規定による図面の縦覧は、縮尺千分の一以上の図面に当該行為制限区域を明示して、関係地方運輸局及び建設主体の事務

所その他国土交通大臣が指定する場所において前項の公示の日から当該指定を解除する日まで行なうものとする。
3 法第十条第五項の規定による行為制限区域の指定の解除の公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行なうものとする。

- 一 路線名及び行為制限区域の指定の年月日
二 行為制限区域の指定を解除する区域（都道府県、市区町村及び字又はこれに準ずる地域により表示すること。）
（行為制限区域における制限除外行為）
第六条 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号。以下「令」という。）第五条第二号の国土交通省令で定める土地の形質の軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一 令第五条第三号又は第四号の行為を行なうために必要な最小限度の規模の土地の形質の変更
二 建築物の敷地内における庭又は菜園の造成
その他これらに類する行為
三 みぞ、むろ、あぜみちその他これらに類するもの設置のための土地の掘さく若しくは切土又は盛土
四 令第五条第四号の国土交通省令で定める簡易な工作物は、次に掲げるものとする。
一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第三号に規定する建築設備
二 建築物の敷地内に設ける物置、物干場、車庫その他これらに類する工作物
三 看板、標識、ぶらんこ、すべり台、かき、さくその他これらに類する小規模な工作物
（裁決申請書の様式等）
第七条 令第六条の裁決申請書の様式は、第四号様式とする。
2 裁決申請書は、正本一部及び写し一部を提出するものとする。
（身分を示す証明書の様式）
第八条 法第十二条第五項の身分を示す証明書の様式は、第五号様式とする。
（事業基本計画に相当する計画の記載事項）
第九条 法第十四条第七項の鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第四条第一項第六号の事業基本計画に相当する計画には、鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第五条第一項各号に掲げる事項（法第十四条第二項の規定により第二種鉄道事業の許可を受けたもの）とみなされる営業主体にあつては同令第五条

第一項第三号から第六号までに掲げる事項、法第十四条第二項の規定により第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる建設主体にあつては、同令第五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

(大規模改修に係る鉄道施設)

第十条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める鉄道施設は、土工、橋りょう及びトンネル並びにこれらに附帯する鉄道施設とする。

(引当金積立計画の承認の申請)

第十一条 指定所有営業主体は、法第十六条第一項の規定により引当金積立計画の承認を受けようとするときは、法第十五条第一項の指定を受けた日から起算して六月以内に、第六号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十二条 法第十六条第一項第一号の費用は、前条に規定する鉄道施設の区分に応じ、通常必要となる費用を類似の工事に要する費用等を考慮して算定しなければならない。

第十三条 引当金積立計画に添付すべき工事方法を記載した書類は、第七号様式によることとする。

第十四条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 大規模改修に要する費用の見積り(第八号様式)

二 大規模改修に要する費用に充てる資金の調達方法(第九号様式)

第十五条 (引当金積立計画の変更の承認の申請)

第十六条 指定所有営業主体は、法第十六条第一項の規定により引当金積立計画の変更の承認を受けようとするときは、第十号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第十七条 前項の申請書には、第七号様式から第九号様式までの様式による書類のうち引当金積立計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(引当金の積立)

第十八条 法第十七条第一項の国土交通省令で定める金額は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。

一 法第十六条第一項の規定により承認を受けた引当金積立計画(同項の規定により変更の承認を受けたときは、その変更後のもの)について「承認引当金積立計画」という。以下「累積限度額」という。

に記載された積立期間に含まれる当該事業年度の月数に乗じてこれを当該積立期間の月数で除して計算した金額

二 当該事業年度終了の日における当該承認引当金積立計画に係る累積限度額から前事業年度から繰り越された当該承認引当金積立計画に係る新幹線鉄道大規模改修引当金(以下「引当金」という)の金額(前事業年度終了の日までに次条第一項及び第二項の規定により取り崩すこととされた金額がある場合には、その金額を控除した金額)を控除した金額

前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(引当金の取崩し)

第十四条 指定所有営業主体は、承認引当金積立計画に記載された積立期間の末日を含む事業年度(以下この項において「最後の事業年度」という)後の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された引当金の金額がある場合には、当該引当金の金額については、当該最後の事業年度の翌事業年度開始の日における引当金の金額に当該各事業年度の月数乗じてこれを百二十(当該承認引当金積立計画に記載された大規模改修に要する期間の月数が百二十に満たない場合には、当該大規模改修に要する期間の月数)で除して計算した金額(当該計算した金額が前事業年度から繰り越された引当金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額)に相当する金額を取り崩さなければならない。

第十五条 指定所有営業主体は、当該事業年度終了の日における当該承認引当金積立計画に係る引当金の金額が当該承認引当金積立計画に係る累積限度額を超えるときは、当該超える金額を取り崩さなければならない。

第十六条 指定所有営業主体は、法第十七条第一項の規定により積み立てられた引当金について、前二項の規定により取り崩すときは特別の理由がある場合において国土交通大臣の承認を受けたときを除き、当該引当金を取り崩してはならない。

前条第二項の規定は、第一項の月数について準用する。

(大規模改修実施計画の認定の申請)

第十七条 所有営業主体は、法第十八条第一項の規定により大規模改修実施計画の認定を受けよ

うとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書(第十一号様式)を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 路線名

二 工事の区間

三 工事方法

イ 取替え又はこれと同等の効果をもつと認められる方法の別(取替え以外の場合にあっては、その方法を明記すること。)

ロ 鉄道事業法第十二条第一項の規定による認可の申請又は同条第二項の規定による届出に際し工事計画若しくは届出書に記載し、又は届け出ることとされている事項

四 大規模改修の着手及び完了の予定時期

第十八条 鉄道事業法第十二条第一項の認可を受け、又は同条第二項の規定による届出をしなければならない場合においては、前項の申請書には、当該認可の申請又は届出に際し添付することとされている書類及び図面を添付しなければならない。

(大規模改修実施計画の変更の申請)

第十九条 認定所有営業主体は、法第十九条第一項の規定により大規模改修実施計画の変更の認定を受けようとするときは、当該変更の理由及び内容を記載した申請書(第十二号様式)を国土交通大臣に提出しなければならない。

第二十条 鉄道事業法第十二条第四項において準用する場合においては、前項の申請書には、当該認可の申請に際し添付することとされている書類及び図面を添付しなければならない。

(大規模改修実施計画の変更の届出)

第二十一条 法第十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、第十五条第一項第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち、鉄道事業法第十二条第二項又は同条第四項において準用する同法第十二条第三項の規定によるものを届け出ることとされているものとする。

第二十二条 認定所有営業主体は、法第十九条第三項の規定により大規模改修実施計画の変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容を記載した届出書を提出しなければならない。

第二十三条 鉄道事業法第十二条第二項又は同条第四項において準用する同法第九條第三項の規定による届出をしなければならない場合においては、前項の申請書には、当該届出に際し添付することとされている書類及び図面を添付しなければならない。

(身分を示す証明書の様式に係る規定の準用)

第二十四条 第八條の規定は法第二十条において準用する法第十二条第五項の身分を示す証明書の様式について準用する。この場合において、「第五号様式」とあるのは、「第五号の二様式」と読み替えるものとする。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 法附則第六項第一号の国土交通省令で定める主要な構造物は、線路とする。

3 法附則第六項第二号の国土交通省令で定める速度は、最高速度百三十キロメートル毎時とする。

第二十五条 第二項の規定は法附則第十一項の国土交通省令で定める事項について、同条第二項の規定は法附則第十二項において準用する法第九條第二項の国土交通省令で定める書類について、第二條第三項及び第三條の規定は法附則第十一項の工事実施計画について準用する。この場合において、第二條第三項及び第三條第四項中「建設主体(営業主体である建設主体を除く。)」とあり、並びに第三條第一項及び第三項中「建設主体」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、第二條第三項中「法第九條第一項前段」とあるのは「法附則第十一項前段」と、「同条第三項」とあるのは「法附則第十二項において準用する第九條第三項」と、「営業主体との協議」とあるのは「新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者(法附則第七項の規定により法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者)をいう。以下同じ。」との協議」と、第三條第一項中「法第九條第一項後段」とあるのは「法附則第十一項後段」と、同条第四項中「営業主体」とあるのは「新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者(法附則第七項の規定により法附則第六項に規定する新幹線鉄道規格新線等の営業を行う者)をいう。以下同じ。」との協議」とする。

第二十六条 第五條第一項及び第二項の規定は法附則第十三項において準用する法第十條第四項の規定による行為制限区域の指定の公示及び図面の縦覧について、第五條第三項の規定は法附則第十三項において準用する法第十條第五項の規定による行為制限区域の指定の解除の公示について、第六條の規定は法附則第七項において準用する第六條の規定は法附則第七項において準用する第六條第二号の国土交通省令で定める土地の形質の軽微な変更及び同項において準用する同条第四号の国土交通省令で定める簡易な工作物について、第七條の規定は同項において準用す

る令第六条の裁決申請書の様式及び提出について、第八条の規定は法附則第十三項において用する法第十二条第五項の身分を示す証明書の様式について準用する。この場合において、第五条第二項中「建設主体」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と、第七条第一項中「第四号様式」とあるのは「第四号の二様式」と、第八条中「第五号様式」とあるのは「第五号の三様式」と読み替えるものとする。

6 法附則第十四項において準用する法第十四条第七項の鉄道事業法第四条第一項第六号に規定する事業基本計画に相当する計画には、鉄道事業法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

7 法附則第十七項の規定により鉄道事業法第四条第一項第六号に規定する事業基本計画の変更の届出をしようとする者及び法附則第二十一項の規定により読み替えて適用される法第十四条第七項の規定により同号に規定する事業基本計画の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業基本計画変更届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

8 前項の申請書には、鉄道事業法施行規則第二条第二項各号に掲げる書類及び図面のうち事業基本計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

附 則 （昭和五十九年六月二二日運輸省令第一八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 （昭和六十二年三月二七日運輸省令第二九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年四月二六日運輸省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成六年三月三〇日運輸省令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年五月三〇日運輸省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成九年二月一五日運輸省令第八〇号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 （平成十二年三月一日運輸省令第七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号。以下「改正法」という。）附則第一条の政令で定める日（平成十二年三月一日）から施行する。

附 則 （平成十二年一月二九日運輸省令第三九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成十四年三月八日国土交通省令第一九号）

この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成十四年六月二二日国土交通省令第六八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十四年一〇月三〇日国土交通省令第一一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二三年七月二九日国土交通省令第五五号）

この省令は、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

第2号様式（第2条関係）

第1号様式（第2条関係）

種別	種別	種別
第一種	第二種	第三種
第四種	第五種	第六種
第七種	第八種	第九種
第十種	第十一種	第十二種
第十三種	第十四種	第十五種
第十六種	第十七種	第十八種
第十九種	第二十種	第二十一種
第二十二種	第二十三種	第二十四種
第二十五種	第二十六種	第二十七種
第二十八種	第二十九種	第三十種
第三十一種	第三十二種	第三十三種
第三十四種	第三十五種	第三十六種
第三十七種	第三十八種	第三十九種
第四十種	第四十一種	第四十二種
第四十三種	第四十四種	第四十五種
第四十六種	第四十七種	第四十八種
第四十九種	第五十種	第五十一種
第五十二種	第五十三種	第五十四種
第五十五種	第五十六種	第五十七種
第五十八種	第五十九種	第六十種
第六十一種	第六十二種	第六十三種
第六十四種	第六十五種	第六十六種
第六十七種	第六十八種	第六十九種
第七十種	第七十一種	第七十二種
第七十三種	第七十四種	第七十五種
第七十六種	第七十七種	第七十八種
第七十九種	第八十種	第八十一種
第八十二種	第八十三種	第八十四種
第八十七種	第八十八種	第八十九種
第九十種	第九十一種	第九十二種
第九十三種	第九十四種	第九十五種
第九十六種	第九十七種	第九十八種
第九十九種	第一百種	第一百一種
第一百二種	第一百三種	第一百四種
第一百五種	第一百六種	第一百七種
第一百八種	第一百九種	第一百十種
第一百十三種	第一百十四種	第一百十五種
第一百十六種	第一百十七種	第一百十八種
第一百十九種	第一百二十種	第一百二十一種
第一百二十三種	第一百二十四種	第一百二十五種
第一百二十七種	第一百二十八種	第一百二十九種
第一百三十種	第三十一種	第三十二種
第三十三種	第三十四種	第三十五種
第三十六種	第三十七種	第三十八種
第三十九種	第四十種	第四十一種
第四十二種	第四十三種	第四十四種
第四十七種	第四十八種	第四十九種
第五十種	第五十一種	第五十二種
第五十三種	第五十四種	第五十五種
第五十八種	第五十九種	第六十種
第六十三種	第六十四種	第六十五種
第六十七種	第六十八種	第六十九種
第七十種	第七十一種	第七十二種
第七十三種	第七十四種	第七十五種
第七十八種	第七十九種	第八十種
第八十三種	第八十四種	第八十五種
第八十七種	第八十八種	第八十九種
第九十種	第九十一種	第九十二種
第九十三種	第九十四種	第九十五種
第九十八種	第九十九種	第一百種
第一百零二種	第一百零三種	第一百零四種
第一百零七種	第一百零八種	第一百零九種
第一百一十種	第一百一十種	第一百一十種

第2号様式（第2条関係）

種別	種別	種別
第一種	第二種	第三種
第四種	第五種	第六種
第七種	第八種	第九種
第十種	第十一種	第十二種
第十三種	第十四種	第十五種
第十六種	第十七種	第十八種
第十九種	第二十種	第二十一種
第二十二種	第二十三種	第二十四種
第二十五種	第二十六種	第二十七種
第二十八種	第二十九種	第三十種
第三十一種	第三十二種	第三十三種
第三十四種	第三十五種	第三十六種
第三十七種	第三十八種	第三十九種
第四十種	第四十一種	第四十二種
第四十三種	第四十四種	第四十五種
第四十七種	第四十八種	第四十九種
第五十種	第五十一種	第五十二種
第五十三種	第五十四種	第五十五種
第五十八種	第五十九種	第六十種
第六十三種	第六十四種	第六十五種
第六十七種	第六十八種	第六十九種
第七十種	第七十一種	第七十二種
第七十三種	第七十四種	第七十五種
第七十八種	第七十九種	第八十種
第八十三種	第八十四種	第八十五種
第八十七種	第八十八種	第八十九種
第九十種	第九十一種	第九十二種
第九十三種	第九十四種	第九十五種
第九十八種	第九十九種	第一百種
第一百零二種	第一百零三種	第一百零四種
第一百零七種	第一百零八種	第一百零九種
第一百一十種	第一百一十種	第一百一十種

第3号様式（第2条関係）

事業年度又は事業期間 継続の年数	役員候補者（役員候補者候補）の選定方法			
	甲	乙	丙	丁
合計				

第4号様式（第7条関係）

第4号様式（第7条関係）	
議 決 申 請 書	
役員委員会 御中	
年 月 日	議決申請者 氏名 氏名又は名称
<p>第11条第2項 全国労働組合理事会法第12条第4項において準用する第11条第2項 第29条において準用する第12条第4項において準用する</p> <p>同条第3項 の規定による議決の権限について第12条第4項において準用する第 第11条第2項 第29条において準用する第12条第4項</p> <p>11条第3項 の規定による議決の権限を行使する第11条第3項</p> <p>より議決を申請します。</p>	
記	
1. 議決申請者及び相手方の住所及び氏名又は名称	
2. 議決の事項	
3. 議決の権限の見限り及びその内容	
議決が経過	
署名	

- 1 「議決の事実」については、議決の議決及び議決を以て記載すること。
- 2 「議決の議決の議決及びその内容」については、議決の議決を以て記載すること。
- 3 「議決の経過」については、議決の議決の議決に、議決の議決を以て記載すること。
- 4 議決を記載し、押印することによって、署名することである。

第4号の2様式（附則第5項関係）

第4号の2様式（附則第5項関係）

議 決 申 請 書	
採用委員会 届出	議決申請者 氏 名
年 月 日	氏名又は名称 印
全国労働組合法第11条において適用する	第11条第2項
第11条第2項	第12条第1項において適用する
第12条第2項	第12条第2項
第12条第3項	第12条第3項
第12条第4項	第12条第4項
第12条第5項	第12条第5項
第12条第6項	第12条第6項
第12条第7項	第12条第7項
第12条第8項	第12条第8項
第12条第9項	第12条第9項
第12条第10項	第12条第10項
第12条第11項	第12条第11項
第12条第12項	第12条第12項
第12条第13項	第12条第13項
第12条第14項	第12条第14項
第12条第15項	第12条第15項
第12条第16項	第12条第16項
第12条第17項	第12条第17項
第12条第18項	第12条第18項
第12条第19項	第12条第19項
第12条第20項	第12条第20項
第12条第21項	第12条第21項
第12条第22項	第12条第22項
第12条第23項	第12条第23項
第12条第24項	第12条第24項
第12条第25項	第12条第25項
第12条第26項	第12条第26項
第12条第27項	第12条第27項
第12条第28項	第12条第28項
第12条第29項	第12条第29項
第12条第30項	第12条第30項
第12条第31項	第12条第31項
第12条第32項	第12条第32項
第12条第33項	第12条第33項
第12条第34項	第12条第34項
第12条第35項	第12条第35項
第12条第36項	第12条第36項
第12条第37項	第12条第37項
第12条第38項	第12条第38項
第12条第39項	第12条第39項
第12条第40項	第12条第40項
第12条第41項	第12条第41項
第12条第42項	第12条第42項
第12条第43項	第12条第43項
第12条第44項	第12条第44項
第12条第45項	第12条第45項
第12条第46項	第12条第46項
第12条第47項	第12条第47項
第12条第48項	第12条第48項
第12条第49項	第12条第49項
第12条第50項	第12条第50項
第12条第51項	第12条第51項
第12条第52項	第12条第52項
第12条第53項	第12条第53項
第12条第54項	第12条第54項
第12条第55項	第12条第55項
第12条第56項	第12条第56項
第12条第57項	第12条第57項
第12条第58項	第12条第58項
第12条第59項	第12条第59項
第12条第60項	第12条第60項
第12条第61項	第12条第61項
第12条第62項	第12条第62項
第12条第63項	第12条第63項
第12条第64項	第12条第64項
第12条第65項	第12条第65項
第12条第66項	第12条第66項
第12条第67項	第12条第67項
第12条第68項	第12条第68項
第12条第69項	第12条第69項
第12条第70項	第12条第70項
第12条第71項	第12条第71項
第12条第72項	第12条第72項
第12条第73項	第12条第73項
第12条第74項	第12条第74項
第12条第75項	第12条第75項
第12条第76項	第12条第76項
第12条第77項	第12条第77項
第12条第78項	第12条第78項
第12条第79項	第12条第79項
第12条第80項	第12条第80項
第12条第81項	第12条第81項
第12条第82項	第12条第82項
第12条第83項	第12条第83項
第12条第84項	第12条第84項
第12条第85項	第12条第85項
第12条第86項	第12条第86項
第12条第87項	第12条第87項
第12条第88項	第12条第88項
第12条第89項	第12条第89項
第12条第90項	第12条第90項
第12条第91項	第12条第91項
第12条第92項	第12条第92項
第12条第93項	第12条第93項
第12条第94項	第12条第94項
第12条第95項	第12条第95項
第12条第96項	第12条第96項
第12条第97項	第12条第97項
第12条第98項	第12条第98項
第12条第99項	第12条第99項
第12条第100項	第12条第100項

- 1 「議決の事実」については、議決の議決及び議決を以て記載すること。
- 2 「議決の議決の議決及びその内容」については、議決の議決を以て記載すること。
- 3 「議決の経過」については、議決の議決の議決に、議決の議決を以て記載すること。
- 4 議決を記載し、押印することによって、署名することである。

するもの。
4 議決を記載し、押印することによって、署名することである。

第5号様式（第8条関係）

(表)

第 号 身 分 証 明 書 姓 名 氏 名 職 名 年令
上記の者は、全国労働組合連合会法第1条第1項の規定により、労働組合の役員に就任する期間、労働又は工場の主任職人のみ有する上地に充ちることができる者であることを証明する。
発行年月日 有効期限
発行者

九センチメートル

(裏)

<p>この証明書の発行は、労働組合の役員に就任する期間、労働又は工場の主任職人のみ有する上地に充ちることができる者であることを証明するものである。この証明書の発行は、労働組合の役員に就任する期間、労働又は工場の主任職人のみ有する上地に充ちることができる者であることを証明するものである。この証明書の発行は、労働組合の役員に就任する期間、労働又は工場の主任職人のみ有する上地に充ちることができる者であることを証明するものである。</p>	<p>この証明書の発行は、労働組合の役員に就任する期間、労働又は工場の主任職人のみ有する上地に充ちることができる者であることを証明するものである。この証明書の発行は、労働組合の役員に就任する期間、労働又は工場の主任職人のみ有する上地に充ちることができる者であることを証明するものである。この証明書の発行は、労働組合の役員に就任する期間、労働又は工場の主任職人のみ有する上地に充ちることができる者であることを証明するものである。</p>
---	---

第5号の2様式（第18条関係）

(表)

第 号 身 分 証 明 書 姓 名 氏 名 職 名 年令
上記の者は、全国労働組合連合会法第18条において使用する第1条第1項の規定により、労働組合の役員に就任する期間、労働又は工場の主任職人のみ有する上地に充ちることができる者であることを証明する。
発行年月日 有効期限
発行者

九センチメートル

新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の承認申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

全額新幹線鉄道整備法第16条第1項の規定により、下記の新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の承認を受けたいので申請します。

記

1 実施すべき大規模改修に要する期間及び費用の総額

(1) 実施すべき大規模改修に要する期間
年 月 - 年 月

(2) 実施すべき大規模改修に要する費用の総額
百万円

2 積み立てるべき新幹線鉄道大規模改修引当金の積立期間及び総額

(1) 積み立てるべき新幹線鉄道大規模改修引当金の積立期間
承認日から 年 月を経過する日本での期間

(2) 積み立てるべき新幹線鉄道大規模改修引当金の総額
百万円

備考 氏名を記載し、押印することによって、署名することができます。

工 事 方 法 書		
鉄 道 施 設	工 事 方 法	主 な 施 工 箇 所

備考

1 「工事方法」については、取替えによる場合にあつてはその旨を、その他の場合にあつては具体的な工事方法を記載すること。

2 取替え以外の工事方法による場合にあつては、別に当該方法が取替えと同等の効果を有すると認められる根拠を明らかにした書類を添付すること。

第8号様式 (第11条関係)

費用見積書				
鉄道施設	工事方法	数量	単価 (百万円)	金額 (百万円)

備考 「工事方法」については、工事方法表に準じて記載すること。

第9号様式 (第11条関係)

資金調達方法表		
(単位:百万円)		
資金区分	金額	備考
引当金		
自己資金		
社債・借入金		
その他		
合計		

新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画の変更の承認申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住所

名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで承認を受けた新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画について下記のとおり変更したいので、全国新幹線鉄道整備法第16条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 変更事項

2 変更の理由

備考 氏名を記載し、押印することによって、署名することができます。

新幹線鉄道大規模改修実施計画認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住所

名称及び代表者の氏名

全国新幹線鉄道整備法第11条第1項の規定により、下記の新幹線鉄道大規模改修実施計画の認定を受けたいので申請します。

記

1 路線名

2 工事の区間
起点： 終点： 延長：

3 工事方法

イ

鉄 道 施 設	工 事 方 法	主 な 施 工 場 所

ロ 鉄道事業法第11条第1項の規定による認可の申請又は同条第2項の規定による届出に際し工事計画若しくは届出書に記載し、又は届け出ることとされている事項

4 大規模改修の着手及び完了の予定時期

備考

1 3イ「工事方法」については、取替えによる場合にあってはその旨を、その他の場合にあっては具体的な工事方法を記載すること。

2 3イ「工事方法」が同条第1項以外の事項にあっては、別に当該方法が取替えと同等の効果を有すると認められる期間を明らかにした書類を添付すること。

3 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。

新幹線鉄道大規模改修実施計画の変更の承認申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住所
名称及び代表者の氏名 印

年 月 日付けで承認を受けた新幹線鉄道大規模改修実施計画について下記のとおり変更したいので、全国新幹線鉄道整備法第19条第1項の規定により、承認を申請します。

記

1 変更事項

2 変更の理由

備考 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。